

岐阜県公報

号外(四) 平成二十一年四月一日

目次

規則

岐阜県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する等の規則 (法務・情報公開課) ページ
一

訓令

岐阜県公報発行規程の一部を改正する訓令 (同) 三
岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令 (同) 三

規則

岐阜県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する等の規則

(岐阜県手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第一条 岐阜県手数料徴収条例施行規則(平成十二年岐阜県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県総務関係手数料徴収条例施行規則

第一条中「岐阜県手数料徴収条例(平成十二年岐阜県条例第三号)を「岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号)に改める。

第二条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「別表第一三十七の項」を「別表第一四の表」に、「以下この条」を「次号」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「別表第一六十八の項」を「別表第一七の表」に改め、同号を同条第二号とし、同条第六号から第十一号までを削る。

(岐阜県工業試験等関係手数料の細目を定める規則等の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 岐阜県工業試験等関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第二十二号)

二 岐阜県計量法関係手数料及び計量器依頼検査等関係手数料の細目を定める規則

- (平成十二年岐阜県規則第二十二号)
- 三 岐阜県消防法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第二十三号)
- 四 岐阜県高圧ガス保安法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第二十四号)
- 五 岐阜県保健所診療等関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第二十五号)
- 六 岐阜県衛生試験等手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第二十六号)
- 七 岐阜県食品衛生法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第二十七号)
- 八 岐阜県薬事法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第二十八号)
- 九 岐阜県公書紛争処理法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第二十九号)
- 十 岐阜県家畜伝染病予防法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第三十号)
- 十一 岐阜県職業能力開発促進法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第三十一号)
- 十二 岐阜県建設業法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第三十二号)
- 十三 岐阜県土地収用法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第三十三号)
- 十四 岐阜県建築基準法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第三十四号)
- 十五 岐阜県租税特別措置法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第三十五号)
- 十六 岐阜県都市計画法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第三十七号)
- 十七 旧岐阜県宅地開発基準条例関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第三十八号)
- 十八 岐阜県警備業法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第四十号)
- 十九 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料の細目を

定める規則(平成十二年岐阜県規則第四十一号)

二十 岐阜県道路交通法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第四十二号)

二十一 岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係手数料の細目を定める規則(平成十九年岐阜県規則第八号)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公告式条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県公告式条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県公告式条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十九号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的方法等)

第二条 条例第四条に規定する規則で定める方法は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 条例第四条に規定する規則で定める措置は、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するものによる措置とする。

(電磁的記録)

第三条 条例第七条第三項に規定する規則で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報発行規程の一部を改正する訓令

岐阜県公報発行規程（昭和三十四年岐阜県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項、第十条及び第十一条を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
第三十八条第三項中「岐阜県歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）を「法務・情報公開課長が別に指定する施設（以下「指定施設」という。）に、「歴史資料館で」を「指定施設で」に改め、同条第四項中「歴史資料館で」を「指定施設で」に改め、「歴史資料館を所管する課長及び」を削り、同条第五項中「歴史資料館を所管する課長に引き継ぐ」を「指定施設で保存し」に改め、同項後段を削る。

第四十二条第四項中「歴史資料館を所管する課長が歴史資料館に収蔵することを」を削り、「歴史資料館を所管する課長に引き継ぐ」を「指定施設で保存する」に改め、同条第五項中「歴史資料館を所管する課長に引き継ぐ」を「指定施設で保存する」に改める。

第七十四条第三項中「歴史資料館を所管する課長が歴史資料館」を「法務・情報公開課長が指定施設」に、「歴史資料館を所管する課長に」を「法務・情報公開課長に」に改める。

附則第八項を次のように改める。

8 当分の間、第十四条の五、第十四条の七第一項、第十五条第四項、第三十六条の二、第四十三条の六、第四十七条の三第一項、第四十八条第四項及び第六十九条の二の規定の適用については、第十四条の五中「及び第三十五条第一項第七号」とあるのは「並びに第三十五条第一項第六号（第八条第一項第二号及び第四号に該当する文書を除く。）及び第七号」と、第十四条の七第一項中「文書管理システムを利用して行わなければならない」とあるのは「当該文書の」と、第十五条第四項、第三十六条の二及び第四十三条の六中「及び第三十五条第一項第七号」とあるのは「並びに第三十五条第一項第六号（第八条第一項第二号及び第四号に該当する文書を除く。）及び第七号」と、第四十七条の三第一項中「文書管理システムを利用して行わなければならない」とあるのは「当該文書の」と、第四十八条第四項中「及び第三十五条第一項第七号」とあるのは「並びに第三十五条第一項第六号（第八条第一項第二号及び第四号に該当する文書を除く。）及び第七号」と、第六十九条の二中「及び第六十八号第一項第七号」とあるのは「並びに第六十八号第一項第六号（第八条第一項第二号及び第四号に該当する文書を除く。）及び第七号」とする。

附則に次の一項を加える。

